

司法院から国立公文書館への公文書の移管について

依田 健
内閣府

1. 司法院からの移管

1. 1 趣旨

国の機関から国立公文書館への公文書の移管については、平成 11 年 6 月に公布された国立公文書館法第 15 条に基づき、内閣総理大臣は国の機関と協議して定めるところにより、当該機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のための措置を講ずるものとされている。

同法では、国の機関として、行政機関の他、司法院及び立法府の公文書も移管対象となっている。国の行政機関とは、平成 13 年 3 月に移管の「定め」が締結され、これに基づき毎年移管が行われているが、立法府及び司法院とは移管の「定め」が締結されず、移管は行われていなかったものである。

司法院とは、国立公文書館の協力のもと、国立公文書館法制定以降これまで長きに渡り協議を重ねてきたが、去る 8 月 5 日、内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で、司法院の保管する歴史公文書等を国立公文書館へ移管するという、移管の「定め」が締結されたものである。

1. 2 内容

今回締結された「定め」において、司法院

から移管の対象となるものは、裁判所の保管する (1) 歴史資料として重要な判決書等の裁判文書、(2) 裁判所の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る司法行政文書、について保存期間を満了したもの、となっている。

この「定め」の構成は、行政機関のものと同様のものになっている (48 頁以降参照)。

また、具体的な移管の対象となる文書については、最高裁判所の担当者の執筆ページをご覧いただきたい (41 頁参照)。

1. 3 今後の予定

(1) の裁判文書については、当面、大審院時代 (明治 8 年設置) から昭和 30 年完結分までの民事判決原本等を 21 年度から順次、全国の裁判所から移管することとし、(2) の司法行政文書については、保存期間を終えるものについて 22 年度から移管のための手続きに入る予定である。

1. 4 公文書管理法施行後の定め

去る 7 月 1 日公布された「公文書等の管理に関する法律」(公文書管理法) では、第 14 条第 1 項により、司法院・立法府が保有する文書に関しては、内閣総理大臣と立法府・司法院の機関がそれぞれ協議して定めるところにより、歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずる旨を規定している。

依田 健 (よだ たけし)
内閣府大臣官房公文書管理課専門官

司法府からの移管は、公文書管理法が施行（公布後2年以内）された後、その根拠となる法律が国立公文書館法から公文書管理法に代わることとなるが、根拠規定（現行国立公文書館法第15条第2項）はそのまま公文書管理法第14条第2項に移行しており、引き続きこの「定め」に基づき行われていくものと想定される。

2. 国立大学保管の民事判決原本

国立公文書館には民事判決原本が現在約32,200冊保管されている。これは、裁判所から直接移管されたものではなく、平成6年から7年にかけて裁判所から国立大学10校に移管された明治初年から昭和18年完結分までの民事判決原本が、行政機関の移管の「定め」とは別枠の措置（「国立大学が保管する民事判決原本の総理府（国立公文書館）への移管及び受入れに関する取扱方針」（平成12年9月26日、内閣総理大臣官房審議官・文部省高等教育局長））として、平成12年から現在までに、各国立大学から国立公文書館へ移管されたものである。これまでの移管実績は次の表のとおりである（平成21年11月現在）。

表 大学からの民事判決原本の移管状況

受入年度	移管元大学	受入冊数
平成12年度	東北大学	5,760
平成13年度	北海道大学	1,896
平成13年度	岡山大学	1,183
平成14年度	名古屋大学	2,644
平成15年度	九州大学	2,652
平成16年度	東京大学	3,066
平成17年度	東京大学	4,597
平成18年度	大阪大学	3,050
平成19年度	大阪大学	2,510
	香川大学	1,659
平成20年度	広島大学	2,700
平成21年度	広島大学	194
	熊本大学	291
合計		32,202

すでにその多くは国立公文書館へ移管されており、残る資料も平成22年度中には移管完了の見込みとのことである。

【参考】「司法文書の移管に関する定め」・「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」対照表

1. 総理大臣／最高裁長官申合せ

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について 【平 13. 3. 30 閣議決定】	歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について 【平 21. 8. 5 内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ】
国の行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるため、国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）第 15 条第 1 項に基づき、次のとおり定めることとし、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。 1 国の行政機関がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史資料として重要な公文書等」の中核となるものは、次に掲げる事項が記録されたものとする。 (1) 我が国政府の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるものに係る意思決定 (2) (1) の決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程 2 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置」とは、行政機関から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館）に対し、当該行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を移管することとする。ただし、歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、及び利用に供する機関として適当なものが置かれる行政機関においては、当該機関に当該公文書等を移管することとする。	裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるため、国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）第 15 条第 1 項に基づき、次のとおり定めることとし、平成 21 年 8 月 5 日から実施する。 1 裁判所がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史資料として重要な公文書等」の中核となるものは、次のとおりとする。 (1) 歴史資料として重要な判決書等の裁判文書 (2) 次の事項が記録された司法行政文書 ア 裁判所の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定 イ アの決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程 2 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置」とは、行政機関から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館）に対し、当該行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を移管することとする。

2. 内閣府大臣官房長／最高裁秘書課長・総務局長申合せ

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）の実施について【平 13. 3. 30 各府省庁官房長等申合せ】 改正 平 17. 6. 30	歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 21 年 8 月 5 日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）の実施について【平 21. 8. 5 内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局秘書課長・最高裁判所事務総局総務局長申合せ】
歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）を実施するため、次のとおり申し合わせる。 1 歴史資料として重要な公文書等として国の行政機関（3(1)に掲げる機関が置かれる行政機関を除く。）から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。））に移管すべきものは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号。以下「情報公開法施行令」という。）第 16 条第 1 項第 8 号に規定する保存期間が満了した行政文書のうち、次に掲げるものとする。	歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 21 年 8 月 5 日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）を実施するため、次のとおり申し合わせる。 1 歴史資料として重要な公文書等として裁判所から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。））に移管すべき裁判文書は、事件記録等保存規程（昭和 39 年最高裁判所規程第 8 号）第 4 条に規定する保存期間が満了したもの（(2)の事件記録については、当該事件に係る事件書類の保存期間が満了したものに限る。）のうち、次に掲げるものとする。ただし、裁判所において展示資料等として現に使用しているもの、同規程第 9 条第 1 項に基づき保存されているもの、及び訴訟関係人の利益保護等のために訴訟手続において採られた措置等にかんがみ、裁判所において保存することが適当であると認められるものは、この限りでない。 (1) 民事事件（民事訴訟事件、人事訴訟事件及び行政訴訟事件をいう。以下同じ。）の判決書の原本及びその附属書類（同規程第 6 条に規定する附属書類をいう。） (2) 事件記録等保存規程第 9 条第 2 項に基づき保存されている民事事件の事件書類（同規程第 2 条第 2 項に規定する事件書類をいい、(1)に該当するものを除く。）及び事件記録（同規程第 2 条第 1 項に規定する事件記録をいう。） 2 歴史資料として重要な公文書等として裁判所から内閣総理大臣（国立公文書館）に移管すべき司法行政文書は、最高裁判所司法行政文書取扱要領（平成 17 年 12 月 12 日付け最高裁秘書第 003688 号事務総長依命通達（同取扱要領が廃止され、同種の取扱要領が制定された場合は、新たな取扱要領による。））に定める保存期間（保存期間の延長があった場合には、延長後の保存期間）が満了したもののうち、次に掲げるものとする。

(1) 国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるもの（以下「国政上の重要事項等」という。）に係る意思決定を行うための決裁文書（当該決裁文書と一体不可分の記録であって、当該決裁文書の内容又は当該意思決定に至るまでの審議、検討若しくは協議の過程が記録されたものを含む。） (2) 国政上の重要事項等に係る意思決定に基づく当該行政機関の事務及び事業の実績が記録されたもの (3) 以下の①から⑧までのいずれかに該当するもの ① 昭和 20 年までに作成され、又は取得された文書 ② 行政文書を作成し、又は取得したときから保存期間が 30 年以上経過した文書（保存期間が 30 年未満であっても、延長により結果として 30 年以上経過した文書を含む。） ③ 閣議請議に関する文書 ④ 事務次官（事務次官が置かれていない機関にあつては、それに相当する職）以上の決裁した文書 ⑤ 行政機関がその施策等を一般に周知させることを目的として作成した広報誌、パンフレット、ポスター、ビデオ等の広報資料のうち当該行政機関の本府省庁が保有しているもの（平 17～） ⑥ 文書閲覧制度に基づき閲覧目録に搭載された文書 ⑦ 2(4) の規定により、予算書、決算書、年次報告書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される文書のうち、各行政機関の長と移管について協議し、包括的な合意がなされたもの（平 19～） ⑧ 2(5) の規定により、内閣総理大臣が指定した特定の国政上の重要事項等に関連して作成された文書であって、各行政機関の長と移管について協議し、合意に達したもの（平 19～）	(1) 司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定を行うための決裁文書（当該決裁文書と一体不可分の記録であって、当該決裁文書の内容又は当該意思決定に至るまでの審議、検討若しくは協議の過程が記録されたものを含む。） (2) 司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定に基づく裁判所の事務の実績が記録されたもの (3) 以下の①から④までのいずれかに該当するもの ① 文書を作成し、又は取得したときから保存期間が 30 年以上経過したもの（保存期間が 30 年未満であっても、延長により結果として 30 年以上経過した文書を含む。） ② 最高裁判所がその施策等を一般に周知させることを目的として作成した広報誌、パンフレット、ポスター、ビデオ等の広報資料 ③ 3(5) の規定により、予算、決算に関する送付文書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される文書のうち、内閣総理大臣が最高裁判所長官と移管について協議し、包括的な合意がなされたもの ④ 3(6) の規定により、合意した特定の国政上の重要事項等に関連して作成された文書であって、内閣総理大臣が最高裁判所長官と移管について協議し、合意に達したもの
--	---

- | | |
|--|---|
| <p>(4) 各行政機関（3(1)に掲げる機関が置かれる行政機関を除く。以下同じ。）の保有する行政文書であって、(1) から (3) までのいずれにも該当しないもののうち、結果として国政上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたものその他内閣総理大臣が国立公文書館において保存することが適当であると認めるものであって、移管について協議し、各行政機関と合意したもの</p> <p>2 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 歴史資料として重要な公文書等の各行政機関から内閣総理大臣への移管については、内閣総理大臣が国立公文書館の意見を聴いて各年度ごとに策定する移管計画に基づいて、移管しようとする行政文書の保存期間が満了した後直ちに行う。</p> <p>(2) 各行政機関の長は、内閣総理大臣が移管計画を策定しようとする対象年度内に保存期間が満了することとなる行政文書であって、かつ、保存期間を延長する必要のないもののうち、1(1) から (3) までの一に該当するものを、①及び②に該当するものを除き、内閣総理大臣に移管を申し出ることとする。ただし、当該行政文書に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 4 号から第 6 号までに該当する情報が記録されている場合にあっては、事前に申出について個別に協議することを求めることができる。</p> <p>① 1(3)②及び④に該当する文書のうち、勤務評定、休職、休暇、旅行命令等専ら職員の人事、服務に関する個人情報に係るもの</p> <p>② 1(3)②及び④から⑧までに該当する文書のうち、各行政機関の長が移管することが適当でないと考え、当該行政文書の移管を申し出ないことについて内閣総理大臣と合意したもの</p> | <p>(4) 裁判所の保有する司法行政文書であって、(1) から (3) までのいずれにも該当しないもののうち、結果として司法制度上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたものその他内閣総理大臣が国立公文書館において保存することが適当であると認めるものであって、移管について協議し、最高裁判所長官と合意したもの</p> <p>3 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 裁判所から内閣総理大臣への裁判文書の移管については、内閣総理大臣が国立公文書館の意見を聴いて策定する移管計画に基づいて行う。</p> <p>(2) 裁判所から内閣総理大臣への司法行政文書の移管については、内閣総理大臣が国立公文書館の意見を聴いて各年度ごとに策定する移管計画に基づいて、移管しようとする司法行政文書の保存期間が満了した後直ちに行う。</p> <p>(3) 最高裁判所長官は、内閣総理大臣が移管計画を策定しようとする対象年度内に保存期間が満了することとなる司法行政文書（保存期間を延長する必要のあるものを除く。）のうち、2(1) から (3) までの一に該当するものを、以下の①及び②に該当するものを除き、内閣総理大臣に申し出ることとする。</p> <p>① 2(3)①に該当する文書のうち、人事評価、休職、休暇、旅行命令等専ら職員の人事、服務に関する個人情報に係るもの</p> <p>② 2(1) から (3) までに該当する文書のうち、最高裁判所長官が当該文書の移管を申し出ないことについて内閣総理大臣と合意したもの</p> |
|--|---|

- | | |
|--|--|
| <p>(3) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、各行政機関の長から申出のあった行政文書のうち、国立公文書館において保存することが適当であると認められるものの移管を受けることとする。ただし、(2) ただし書の規定により、行政機関の長から事前協議を求められた場合には、国立公文書館の意見を聴いて、当該行政文書の移管の申出の可否について各行政機関の長と協議することとする。また、国立公文書館の意見を聴いて、1(4) に該当する可能性のある行政文書があると認められる場合、その移管の可否について各行政機関の長と協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。</p> <p>(4) 内閣総理大臣は、予算書、決算書、年次報告書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される行政文書については、保存期間満了前に、予め各行政機関の長と移管について協議し、包括的な合意に達したものの移管を受けることとする。</p> <p>(5) 内閣総理大臣は、各行政機関と協議の上、特定の国政上の重要事項等として指定した事項に関連して作成された行政文書については、保存期間満了前に、予め各行政機関の長と移管について協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。</p> <p>(6) 国立公文書館法(平成11年法律第79号)第15条第3項に基づき国立公文書館の意見を聴くに当たって、同館が述べる意見の充実が図られるよう、内閣総理大臣は、当該年度に保存期間の満了する各行政機関の保有する行政文書のうち、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(平成13年3月30日閣議決定、以下「閣議決定」という。)等に照らして、同館において保存することが適当であると認められる文書の内容を同館が把握・精査するため、当該文書を特定の上、内閣府及び同館職員に対する提示及び説明その他必要な協力を当該行政機関の長に求めることができる。この場合において、各行政機関の長は、行政文書の性質・内容に応じ可能な範囲で当該求めに協力するものとする。</p> | <p>(4) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、最高裁判所長官から申出のあった司法行政文書のうち、国立公文書館において保存することが適当であると認められるものの移管を受けることとする。また、国立公文書館の意見を聴いて、2(4) に該当する可能性のある司法行政文書があると認められる場合、その移管の可否について最高裁判所長官と協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。</p> <p>(5) 内閣総理大臣は、予算、決算に関する送付文書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される司法行政文書については、保存期間満了前に、予め最高裁判所長官と移管について協議し、包括的な合意に達したものの移管を受けることとする。</p> <p>(6) 内閣総理大臣は、最高裁判所長官と協議の上、特定の国政上の重要事項等として合意した事項に関連して作成された司法行政文書については、保存期間満了前に、予め最高裁判所長官と移管について協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。</p> <p>(7) 国立公文書館法(平成11年法律第79号)第15条第3項に基づき国立公文書館の意見を聴くに当たって、同館が述べる意見の充実が図られるよう、内閣総理大臣は、当該年度に保存期間の満了する裁判所の保有する司法行政文書のうち、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(平成21年8月5日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ)等に照らして、同館において保存することが適当であると認められる文書の内容を同館が把握・精査するため、当該文書を特定の上、内閣府及び同館職員に対する提示及び説明その他必要な協力を最高裁判所長官に求めることができる。この場合において、最高裁判所長官は、司法行政文書の性質・内容に応じ可能な範囲で当該求めに協力するものとする。</p> |
|--|--|

- 3 歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、利用に供する機関として適当なものが置かれる行政機関については、次のとおりとする。
- (1) 閣議決定 2 のただし書に掲げる「歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、及び利用に供する機関として適当なもの」は、情報公開法施行令第 2 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が指定した機関のうち、次に掲げる機関とする。
- 宮内庁書陵部 外務省外交史料館
- (2) 歴史資料として重要な公文書等として
- (1) に掲げる機関に移管すべきものは、当該機関が置かれる行政機関の保有する行政文書であって、情報公開法施行令第 16 条第 1 項第 8 号に規定する保存期間が満了したもののうち、次に掲げるものとする。
- ① 1(1) から (3) までは掲げるもの（ただし、2(2)①に掲げるもの並びに当該行政機関の長が 1 (3)②及び④から⑧までに該当する文書のうち移管することが適当でないと判断したものを除く。）
- ② ①に該当しないもののうち、結果として国政上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたものその他当該行政機関の長が当該行政機関に置かれる (1) に掲げる機関において保存することが適当であると認めるもの
- (3) (1) に掲げる機関は、2(5) の指定に係る特定の国政上の重要事項等に関連して作成された文書を当該機関が置かれる行政機関が保有している場合においては、内閣総理大臣がそれぞれの当該行政機関の長との間で協議し合意に達したものの移管を受けることとする。
- (4) (3) の合意に基づき文書の移管を受けた (1) に掲げる機関は、当該文書の目録を作成し、内閣総理大臣（国立公文書館）に提出しなければならない。
- (5) (1) に掲げる機関が歴史資料として重要な公文書等の移管を受ける場合の手続は、当該機関が置かれる行政機関において定める。

3. 内閣府公文書管理課長／最高裁秘書課長・総務局第一課長申合せ

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）等の運用について 【平 13.3.30 各府省庁文書課長等申合せ】 改正 平 17.6.30	歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続について 【平 21.8.5 内閣府大臣官房公文書管理課長・最高裁判所事務総局秘書課長・最高裁判所事務総局総務局第一課長申合せ】
「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 21 年 8 月 5 日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）」及び「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 21 年 8 月 5 日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）の実施について（平成 21 年 8 月 5 日内閣府大臣官房長最高裁判所事務総局秘書課長同総務局長申合せ。以下「官房長秘書課長総務局長申合せ」という。）」を運用するため、歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続について、次のとおり申し合わせる。 1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号。以下「情報公開法施行令」という。）第 16 条第 1 項第 8 号に規定する保存期間が満了することとなる行政文書を各府省庁官房長等申合せ 1(1) 又は (2) (3(2)①)において引用する場合を含む。)に該当するものとして移管の対象とすべきか否かについては、当該行政文書に記録されている情報の内容により、別表に示した基本的考え方に基づいて個別に判断するものとする。 2 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のとおりとする。	「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 21 年 8 月 5 日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）」及び「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 21 年 8 月 5 日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）の実施について（平成 21 年 8 月 5 日内閣府大臣官房長最高裁判所事務総局秘書課長同総務局長申合せ。以下「官房長秘書課長総務局長申合せ」という。）」を運用するため、歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続について、次のとおり申し合わせる。 1 (1) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、裁判文書の移管計画について最高裁判所長官と協議し、最高裁判所長官との合意に基づき裁判文書の移管計画を決定する。 (2) 内閣総理大臣は、決定された (1) の移管計画に基づき、裁判文書の移管を受けるものとする。この場合において、実際に移管するまでの間、最高裁判所は、(1) の移管計画に基づき移管すべき裁判文書について廃棄の措置をとらないものとする。

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、毎年度当初、各行政機関の長に対し、当該年度における移管のスケジュールを示すとともに、当該年度において保存期間が満了することとなるものであって、かつ、保存期間を延長する必要のない行政文書のうち、各府省庁官房長等申合せ 1(1) から (3) までの一に該当すると認められるもの（同申合せ 2 (2) ①及び②に掲げるものを除く。以下においても同じ。）を申し出るよう求める。</p> <p>(2) 各行政機関の長は、各府省庁官房長等申合せ 1(1) から (3) までの一に該当するものを内閣総理大臣に申し出る。この場合において、当該申出に係る行政文書が他の行政機関（宮内庁及び外務省を含む。以下においても同じ。）により作成され、又は取得されたものであるときその他他の行政機関において移管の可否を判断することにつき正当な理由があると認められるときは、各行政機関は、当該申出を行うことについて、原則として当該他の行政機関と協議するものとする。なお、当該申出に係る行政文書が他の行政機関において秘密文書の取扱いを受け、かつ、秘密にしておく期間が経過していないものであるときは、各行政機関は、当該他の行政機関と協議の上その意見を尊重するものとする。この際、当該行政文書に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条第 1 号から第 3 号までに掲げる情報が記録されていると認められるときは、当該他の行政機関は、その旨を当該行政機関に連絡するものとする。また、当該申出に係る行政文書の保存期間が当該年度の移管計画の決定前に満了することとなるときは、各行政機関は、当該年度の移管計画の決定まで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。</p> <p>(3) 内閣府及び国立公文書館職員が各府省庁官房長等申合せ 2(6) に基づき当該年度に保存期間の満了する各行政機関の保有する行政文書のうち、内閣総理大臣が同館において保存することが適当であると認められる特定された文書の内容の把握・精査のための提示及び説明を受けるに際しては、各行政機関の文書担当主管課は内閣総理大臣からの求めに応じ、行政文書の性質・内容に応じて可能な範囲で、必要な協力を行うものとする。</p> | <p>2 (1) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、毎年度当初、最高裁判所長官に対し、当該年度における司法行政文書の移管のスケジュールを示すとともに、当該年度において保存期間が満了することとなる司法行政文書（保存期間を延長する必要のあるものを除く。）のうち、官房長秘書課長総務局長申合せ 2(1) から (3) までの一に該当すると認められるもの（同申合せ 3 (3) ①及び②に掲げるものを除く。以下同じ。）を申し出るよう求める。</p> <p>(2) 最高裁判所長官は、官房長秘書課長総務局長申合せ 2(1) から (3) までの一に該当すると認められるものを内閣総理大臣に申し出る。この場合において、当該申出に係る司法行政文書の保存期間が当該年度の移管計画の決定前に満了することとなるときは、最高裁判所は、当該年度の移管計画の決定まで当該司法行政文書の廃棄の措置をとらないものとする。</p> <p>(3) 内閣府及び国立公文書館職員が、官房長秘書課長総務局長申合せ 3(7) に基づき当該年度に保存期間の満了する裁判所の保有する司法行政文書のうち、内閣総理大臣が同館において保存することが適当であると認める特定された文書の内容の把握・精査のための提示及び説明を受けるに際しては、最高裁判所事務総局秘書課長は内閣府大臣官房公文書管理課長からの求めに応じ、司法行政文書の性質・内容に応じて可能な範囲で、必要な協力を行うものとする。</p> |
|--|--|

- | | |
|--|---|
| <p>(4) 内閣総理大臣は、各行政機関の長からの申出を受け、国立公文書館の意見を聴いて、同館において保存することが適当なものとして移管を受ける対象について各行政機関の長と協議する。</p> <p>(5) 内閣総理大臣は、(4)と並行して、国立公文書館の意見を聴いて、各府省庁官房長等申合せ 1(4) に該当する可能性のある行政文書があると認める場合、その移管の可否について各行政機関の長と協議する。この場合において、当該協議に係る行政文書が他の行政機関により作成され、又は取得されたものであるときその他の行政機関において移管の可否を判断することにつき正当な理由があると認められるときは、内閣府は、その移管の可否について、原則として当該他の行政機関とも協議するものとする。また、内閣総理大臣の協議を受けてから当該年度の移管計画の決定までの間に、当該協議に係る行政文書の保存期間が満了することとなるときは、各行政機関は、当該年度の移管計画の決定まで当該行政文書の保存期間を延長し、廃棄しないものとする。</p> <p>(6) 内閣総理大臣は、上記 (4) 及び (5) の協議がすべて調ったところで、各行政機関の長との合意に基づき当該年度の移管計画を決定する。</p> <p>(7) 内閣総理大臣は、決定された移管計画に基づき、保存期間が満了した行政文書について、順次移管を受けるものとする。この場合において、当該年度の移管計画の決定から実際に移管するまでの間に、移管することとされた行政文書の保存期間が満了することとなるときは、各行政機関は、実際に移管するまで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。</p> <p>(8) (2) により他の行政機関から情報公開法第 5 条第 1 号から第 3 号までに掲げる情報が記録されていると連絡のあった行政文書を移管するときは、各行政機関は、当該行政文書を移管することにつき当該他の行政機関に通知するものとする。また、当該行政文書の公開の可否の判断について移管の際に国立公文書館に連絡するときは、各行政機関は、原則として当該他の行政機関と協議するものとする。当該行政文書が国立公文書館に移管された後において当該判断を国立公文書館に連絡するときも、同様とする。</p> | <p>(4) 内閣総理大臣は、最高裁判所長官からの申出を受け、国立公文書館の意見を聴いて、同館において保存することが適当なものとして移管を受ける司法行政文書の対象について最高裁判所長官と協議する。</p> <p>(5) 内閣総理大臣は、(4)と並行して、国立公文書館の意見を聴いて、官房長秘書課長総務局長申合せ 2(4) に該当する可能性のある司法行政文書があると認める場合、その移管の可否について最高裁判所長官と協議する。この場合において、内閣総理大臣の協議を受けてから当該年度の移管計画の決定までの間に、当該協議に係る司法行政文書の保存期間が満了することとなるときは、最高裁判所は、当該年度の移管計画の決定まで当該司法行政文書の廃棄の措置をとらないものとする。</p> <p>(6) 内閣総理大臣は、(4) 及び (5) の協議がすべて調ったところで、最高裁判所長官との合意に基づき当該年度の司法行政文書の移管計画を決定する。</p> <p>(7) 内閣総理大臣は、決定された (6) の移管計画に基づき、保存期間が満了した司法行政文書について、順次移管を受けるものとする。この場合において、実際に移管するまでの間に、移管することとされた司法行政文書の保存期間が満了することとなるときは、最高裁判所は、実際に移管するまで当該司法行政文書の廃棄の措置をとらないものとする。</p> |
|--|---|